

## 岸和田市隣接地等取得費補助金交付要綱（案）

## （目的）

- 第1条 この要綱は、岸和田市（以下「本市」という。）に所在する空き家の存する土地を取得する者に対して、予算の範囲内において岸和田市隣接地等取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、空き家の存する土地の有効活用を促進し、もってまち全体の活性化につなげることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、岸和田市補助金等交付規則（平成11年岸和田市規則第43号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

## （定義）

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- （1）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。
  - （2）空き家 おおむね1年以上居住その他の使用がなされていない建築物をいう。
  - （3）申請地 本市に所在する土地をいう。
  - （4）隣接地 本市に所在し、空き家の存する土地であり、申請地と2メートル以上隣接するものをいう。
  - （5）隣接地等 隣接地若しくは隣接地及び隣接地に存する空き家をいう。
  - （6）除却 第7条に規定する事前調査（以下「事前調査」という。）後に隣接地に存するすべての空き家を解体することをいう。

## （補助事業者）

- 第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす個人又は法人とする。
- （1）個人にあつては、申請地の所有者、申請地の所有者の2親等以内の直系親族又は申請地の所有者の配偶者の2親等以内の直系親族のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。
    - ア 第8条に規定する申請（以下「申請」という。）の時点において、隣接地等を有償取得し、所有権移転登記を完了していること
    - イ 本市が賦課する市税を滞納していないこと
    - ウ 岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
  - （2）法人にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。
    - ア 申請の時点において、隣接地等を有償取得し、所有権移転登記を完了していること
    - イ 本市が賦課する市税を滞納していないこと
    - ウ 岸和田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は岸和田市暴力団排除条例施行規則（平成25年9月6日規則第81号）第2条第5項に規定する事業者でないこと

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が行う隣接地等の取得に要する次に掲げる費用とする。

- (1) 測量及び明示費用
- (2) 登記費用
- (3) 不動産取得に係る仲介手数料
- (4) 不動産取得費用

(補助要件)

第5条 補助金は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合でなければ、交付しないものとする。

- (1) 隣接地等は、次に掲げる所有者でないこと。
  - ア 第3条第1号に規定する補助事業者の2親等以内の直系親族
  - イ 第3条第1号に規定する補助事業者の配偶者の2親等以内の直系親族
  - ウ 申請地を所有する個人の2親等以内の直系親族
  - エ 申請地を所有する個人の配偶者の2親等以内の直系親族
- (2) 事前調査時点では、隣接地に存する空き家を除却していないこと。
- (3) 申請時点では、隣接地に存する空き家を除却していること。
- (4) 所有権移転後、〇〇日以内に交付申請をすること。
- (5) 申請地と隣接地を合わせた土地は、法第43条第1項の規定を満たしていること。
- (6) 隣接地に存する空き家は、この要綱に基づく補助金以外に除却工事に係る他の補助金等の交付を受けていないもの又は受ける予定がないものであること。
- (7) 申請地及び隣接地は、過去にこの要綱に基づく補助金の交付の対象となっていないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、第4条第1号から第3号までの費用の額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額の合計額に、同条第4号の費用の額に10分の1を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、〇〇〇,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前調査)

第7条 申請をしようとする補助事業者は、申請をする前に、隣接地等取得費補助金事前調査依頼書（様式第〇号。以下「事前調査依頼書」という。）に、次の各号に掲げる必要な書類を添えて、市長に提出し、市が実施する事前調査に基づき、隣接地等が第5条第2号に規定する要件に該当するかどうか判定を受けなければならない。

- (1) 空き家であることの報告書（様式第〇号）
- (2) 付近見取り図
- (3) 現況写真

- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、事前調査依頼書を受けたときは、当該依頼に係る書類及び現地調査の内容等により審査し、その結果を隣接地等取得費補助金事前調査結果通知書（様式第○号。以下「事前調査結果通知書」という。）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知を受け取った日の属する年度内に隣接地等取得費補助金交付申請書（様式第○号）に次の各号に掲げる必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事前調査結果通知書（様式第○号）の写し
- (2) 補助事業者と申請地の所有者との関係が分かる書類（戸籍謄本等）（補助事業者と申請地の所有者が同一の者である場合を除く。）
- (3) 隣接地等について、補助事業者及び補助事業者の配偶者の2親等以内の直系親族が所有していたものでないことが分かる書類（戸籍謄本等）
- (4) 申請地と隣接地が2メートル以上隣接していることが分かる書類（地籍測量図等）
- (5) 隣接地等の取得が完了したことを証する書類（登記事項証明書等）
- (6) 補助対象経費に係る請求書、明細書及び支払額を証する領収書の写し
- (7) 誓約書（様式第○号）
- (8) 市税の完納証明書又は市税の納付状況確認同意書（様式第○号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、規則第6条第1項の規定により補助金の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、隣接地等取得費補助金交付決定通知書（様式第○号。以下「交付決定通知書」という。）を補助事業者へ通知するものとする。また、補助金の不交付を決定したときは、隣接地等取得費補助金不交付決定通知書（様式第○号）を補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、規則第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 申請地と隣接地を一体的に利用すること。
  - (2) 申請地及び隣接地について、土砂等の流出、雑草の繁茂等、地域の居住環境を阻害しないよう、適正管理に努めること。
  - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（交付決定の取消の通知）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合、規則第7条第1項第3号に基づき、補助事業中止・廃止承認申請書（様式第○号）、及び必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項及び規則第9条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、隣接地等取得費補助金交付決定取消通知書（様式第○号）により補助

事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第 11 条 第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに隣接地等取得費補助金交付請求書(様式第○号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第 12 条 市長は、規則第 17 条第 1 項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき
- (3) 市長の指示に従わないとき
- (4) この要綱及びその他関係法令に違反したとき
- 2 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、隣接地等取得費補助金交付決定取消通知書(様式第○号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第 13 条 規則第 18 条第 1 項の規定により補助金等を返還させようとするときは、隣接地等取得費補助金返還通知書(様式第○号)により、補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)へ通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第 14 条 被交付者が補助金の返還の通知を受けた場合、その通知に係る補助金等の額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)第 19 条第 1 項に規定する割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 被交付者は、補助金の返還の通知を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、その未納付額につき、補助金適正化法第 19 条第 2 項に規定する割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 3 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止等)

- 第 15 条 市長は、被交付者が補助金の返還の通知を受け、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年 4 月 1 日から施行する。